

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を一部を改正する条例案（平成25年流山市条例第9号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月27日 条例第9号</p>	<p>○流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月27日 条例第9号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準（第4条）	第2章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準（第4条）
第3章 介護予防認知症対応型通所介護（第5条—第10条）	第3章 介護予防認知症対応型通所介護（第5条—第10条）
第4章 介護予防小規模多機能型居宅介護（第11条—第13条）	第4章 介護予防小規模多機能型居宅介護（第11条—第13条）
第5章 介護予防認知症対応型共同生活介護（第14条・第15条）	第5章 介護予防認知症対応型共同生活介護（第14条・第15条）
第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準（第16条）	第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準（第16条）
附則	附則
<p>第1章 総則 （趣旨）</p>	<p>第1章 総則 （趣旨）</p>
<p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。</p> <p>（定義）</p>	<p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。</p> <p>（定義）</p>
<p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令 （平成27年厚生労働省令第4号） による改正</p>	<p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令 （平成24年厚生労働省令第30号） による改</p>

改正後	改正前
<p>後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>正後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p>
<p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p>	<p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p>
<p>第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>
<p>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>
<p>第2章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準 （指定地域密着型介護予防サービスの指定を受けることができる者）</p>	<p>第2章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準 （指定地域密着型介護予防サービスの指定を受けることができる者）</p>
<p>第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p>	<p>第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p>
<p>第3章 介護予防認知症対応型通所介護 （基本方針）</p>	<p>第3章 介護予防認知症対応型通所介護 （基本方針）</p>
<p>第5条 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>第5条 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>
<p>（非常災害設備）</p>	<p>（非常災害設備）</p>
<p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減させるために必要な設備を整備しなければならない。</p>	<p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減させるために必要な設備を整備しなければならない。</p>
<p>（非常災害対策）</p>	<p>（非常災害対策）</p>

改正後	改正前
<p>第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害への対策として避難、搬出その他必要な訓練の実施に当たっては、当該訓練に地域の住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(食事)</p>	<p>第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害への対策として避難、搬出その他必要な訓練の実施に当たっては、当該訓練に地域の住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(食事)</p>
<p>第8条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。</p>	<p>第8条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に提供する食事に関し、食材料の地産地消に努めるものとする。</p> <p>(衛生管理)</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に提供する食事に関し、食材料の地産地消に努めるものとする。</p> <p>(衛生管理)</p>
<p>第9条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知徹底すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(秘密保持)</p>	<p>第9条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知徹底すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(秘密保持)</p>
<p>第10条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、当該事業所の従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>第4章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>(基本方針)</p>	<p>第10条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、当該事業所の従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>第4章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>(基本方針)</p>
<p>第11条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境及び地域の住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>第11条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境及び地域の住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(評価の結果の報告)</p> <p>第12条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質を改善するために、外部の者による評価を受けたときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。</p>	<p>(評価の結果の報告)</p> <p>第12条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質を改善するために、外部の者による評価を受けたときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第13条 第6条及び第8条から第10条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第13条 第6条及び第8条から第10条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</p>
<p>第5章 介護予防認知症対応型共同生活介護 (基本方針)</p>	<p>第5章 介護予防認知症対応型共同生活介護 (基本方針)</p>
<p>第14条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境及び地域の住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>第14条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境及び地域の住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第15条 第6条、第8条から第10条まで及び第12条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第15条 第6条、第8条から第10条まで及び第12条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</p>
<p>第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準 (指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準)</p>	<p>第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準 (指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準)</p>
<p>第16条 第3条及び第5条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、予防基準省令の定めるところによる。</p>	<p>第16条 第3条及び第5条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、予防基準省令の定めるところによる。</p>